

- 審査事務規程の第32次改正 -

二輪自動車の排出ガス基準の一部を改正するとともに、
NOx・PM低減改造認定要領の取扱方法を制定しました。

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、国土交通省が平成17年8月29日に二輪自動車の排出ガス規制（平成19年規制）について細目告示の一部を改正したこと、及び平成17年8月23日に「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる改造の認定実施要領」について告示を制定したことを受けて基準の適合性の判定等について自動車検査業務等実施要領（依命通達）の一部を改正したこと等に伴い、審査事務規程の一部改正を行い、平成17年9月26日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

(1) 二輪自動車の排出ガス基準の改正

平成19年規制に係るモード走行時の審査の基準及びアイドリング時の審査の基準について規定した。（4-50-1-1、4-50-1-2、4-50-4、4-50-24、4-50-25、5-50-1）

(2) NOx・PM低減改造認定要領の取扱方法の制定

「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる改造の認定実施要領」（NOx・PM低減改造認定要領）に基づく低減改造を行った自動車は、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合すること、並びに当該装置は構造、機能、性能等の機能が維持されることについて規定した。（4-56-1(5)、4-56-2(2)、5-56-1(5)、5-56-2(2)）

(3) 牽引自動車の検査票の備考欄の記載事項の改正

乗用自動車等で牽引することが可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量の算出に当たって、算出方法を変更し、牽引自動車の車両重量の2分の1以下であることとした。（3-3-15(3)）

(4) その他

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示について、正誤が官報に掲載されたことに伴い、所要の改正を行った。

ア 使用過程車の改造車について、平成17年10月1日以降に適用することとされていた排出ガス規制の適用を見直した。（5-1）

イ 車両総重量3.5トン以下の並行輸入自動車、試作車等について、平成17年

10月1日から適用することとされていたディーゼル4モード規制の適用時期を平成19年9月1日からとした。(4-50-1-2(2))
これまでの審査事務規程改正における誤りを訂正するため、所要の改正を行った。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ (<http://www.navi.go.jp/>)
審査事務規程 に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル

自動車検査法人本部 業務部業務課

電話 03-5363-3441 (代表)

03-5363-3519 (直通)

FAX 03-5363-3347

E-mail gyoumuka@navi.go.jp

「審査事務規程」(平成14年7月1日検査法人規程第11号)改正新旧対照表

平成17年9月26日施行

新			旧		
<p>3-3 15 備考欄</p> <p>(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。</p>			<p>3-3 15 備考欄</p> <p>(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。</p>		
記載を要する自動車	記載事項	記載例	記載を要する自動車	記載事項	記載例
1. ~ 18.	(略)	(略)	1. ~ 18. (略)	(略)	(略)
19. 「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」(平成16年国土交通省告示第814号。以下「低減装置評価実施要領」という。)の規定に基づき優良低減装置として評価・公表された装置(第2種粒子状物質低減装置を除く。)を装着することによりNOx・PM特例告示第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条)の基準(以下「NOx・PM法の基準」という。)に適合することが確認された自動車	(略)	(略)	19. 「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」(平成14年国土交通省告示第17号。以下「低減装置評価実施要領」という。)の規定に基づき優良低減装置として評価・公表された装置(第2種粒子状物質低減装置を除く。)を装着することによりNOx・PM特例告示第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条)の基準(以下「NOx・PM法の基準」という。)に適合することが確認された自動車	(略)	(略)
19-1. ~ 19-2. (略)			19-1. ~ 19-2. (略)		
19-3. 「道路運送車両の保安基準第31条の2の規定に適合させるために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出を低減させる改造の認定実施要領」(平成17年国土交通省告示第894号。以下「低減改造認定実施要領」という。)の規定に基づき優良低減改造として認定・公表がされた改造を行うことによりNOx・PM法の基準に適合することが確認された自動車	優良低減改造が行われている旨 優良低減改造の優良認定番号及び交付番号	優良低減改造有 認定番号 MLIT-RR-1 交付番号 ABCD1234	20. ~ 25. (略)	(略)	(略)
20. ~ 25. (略)	(略)	(略)			
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(施行規則第35条の3第1項第15号口に規定する車両総重量をいう。以下(3)において同じ。)を算出するよう国から依頼があった場合は、次の例により検査票2の備考欄に記載するものとする。</p>			<p>(2) (略)</p> <p>(3) 「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(施行規則第35条の3第1項第15号口に規定する車両総重量をいう。以下(3)において同じ。)を算出するよう国から依頼があった場合は、次の例により検査票2の備考欄に記載するものとする。</p>		

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

m：牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量（kg）

M：牽引自動車の車両総重量（kg）

M'：牽引自動車の車両重量（kg）

Wd：牽引自動車の駆動軸重（kg）

KW：牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力（kW）

V：牽引自動車の諸元表に記載された制動初速度（km/h）

Sv：牽引自動車の諸元表に記載されたV km/hからの制動距離（m）

a：牽引自動車の諸元表に記載された減速度（ m/s^2 ）。ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、制動距離及び減速度が不明なもの場合は、測定した牽引自動車の制動力をMで除した値とする。

FS：牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力（N）。ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さいもの場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とする。なお、駐車ブレーキ力が不明なもの場合は、測定した値を用いるものとする。

（例）（略）

（略）

主ブレーキを省略した牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、次のアからカまでで算出された重量以下の申請された値（10kg未満は切捨て）とする。

ア、イ（略）

ウ $M' / 2 = m$

エ～カ（略）

(4)（略）

4 - 19 被牽引自動車の制動装置

4 - 19 - 9 - 2 - 3 書面等による審査

(1) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

制動装置は、4 - 15 - 7 - 2 - 3 (1) の基準に適合すること。

（略）

(2)、(3)（略）

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

m：牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量（kg）

M：牽引自動車の車両総重量（kg）

Wd：牽引自動車の駆動軸重（kg）

KW：牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力（kW）

V：牽引自動車の諸元表に記載された制動初速度（km/h）

Sv：牽引自動車の諸元表に記載されたV km/hからの制動距離（m）

a：牽引自動車の諸元表に記載された減速度（ m/s^2 ）。ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、制動距離及び減速度が不明なもの場合は、測定した牽引自動車の制動力をMで除した値とする。

FS：牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力（N）。ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さいもの場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とする。なお、駐車ブレーキ力が不明なもの場合は、測定した値を用いるものとする。

（例）（略）

（略）

主ブレーキを省略した牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、次のアからカまでで算出された重量以下の申請された値（10kg未満は切捨て）とする。

ア、イ（略）

ウ $M / 2 = m$

エ～カ（略）

(4)（略）

4 - 19 被牽引自動車の制動装置

4 - 19 - 9 - 2 - 3 書面等による審査

(1) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

制動装置は、4 - 15 - 7 - 2 - 3 (2)(1) の基準に適合すること。

（略）

(2)、(3)（略）

4 - 30 突入防止装置

4 - 30 - 2 - 2 書面等による審査

貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 25「突入防止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。この場合において、次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 24 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 102 条第 1 項第 1 号関係）

～（略）

「突入防止装置の識別要領書について」（平成 17 年 8 月 31 日付け国自技第 121 号・国自審第 792 号）に規定された、識別標識リベットが取り付けられた突入防止装置又は計算書が提出された突入防止装置

4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

4 - 50 - 1 性能要件

4 - 50 - 1 - 1 テスタ等による審査

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。4 - 50 - 1 - 1 及び 4 - 50 - 1 - 2 (1)において同じ。）には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係）

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を 60cm 程度挿入して測定したものである。ただし、プローブを 60cm 程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1 日 1 回校正を行ったうえで使用することとする。また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。（細目告示第 41 条第 1 項第 17 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 9 号関係）

4 - 30 突入防止装置

4 - 30 - 2 - 2 書面等による審査

貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 25「突入防止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。この場合において、次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 24 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 102 条第 1 項第 1 号関係）

～（略）

「突入防止装置の識別要領書について」（平成 4 年 5 月 22 日自技第 86 号・自審第 611 号）に規定された、識別標識リベットが取り付けられた突入防止装置又は計算書が提出された突入防止装置

4 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

4 - 50 - 1 性能要件

4 - 50 - 1 - 1 テスタ等による審査

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、の基準は、二輪自動車（側車付二輪車を含む。）には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係）

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を 60cm 程度挿入して測定したものである。ただし、プローブを 60cm 程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものでなければならないこと。なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1 日 1 回校正を行ったうえで使用することとする。また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。（細目告示第 41 条第 1 項第 17 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 9 号関係）

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
ア 2サイクルの原動機を有する自動車(二輪自動車を除く。)	4.5%	100万分の7,800
イ 二輪自動車	3.0%	100万分の1,000
ウ 4サイクルの原動機を有する軽自動車(二輪自動車を除く。)	2%	100万分の500
エ アからウまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300

(略)

4-50-1-2 書面等による審査

(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、及びの基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車を含む。)には適用せず、からまで及びの基準は、二輪自動車に適用せず、及びの基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係)

~ (略)

[二輪車]

ガソリンを燃料とする二輪自動車のうち、小型自動車であるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)が、一酸化炭素については2.7、炭化水素については0.40、窒素酸化物については0.20をそれぞれ超えないものであること。(細目告示第41条第1項第16号関係、細目告示第119条第1項第8号関係)

(略)

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
ア 2サイクルの原動機を有する自動車	4.5%	100万分の7,800
イ 4サイクルの原動機を有する二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)	4.5%	100万分の2,000
ウ 4サイクルの原動機を有する軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)	2%	100万分の500
エ アからウまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300

(略)

4-50-1-2 書面等による審査

(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、及びの基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下(1)において同じ。))を含む。)には適用せず、からまで及びの基準は、二輪自動車に適用せず、及びの基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係)

~ (略)

[二輪]

ガソリンを燃料とする二輪自動車は、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものでなければならないこと。(細目告示第41条第1項第16号関係、細目告示第119条第1項第8号関係)

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
ア 4サイクルの原動機を有する小型自動車又は軽自動車	20.0	2.93	0.51
イ 2サイクルの原動機を有する小型自動車又は軽自動車	14.4	5.26	0.14

(略)

[並行輸入車・試作車等]

(2) 4 - 50 - 1 - 2 (1) に規定する自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添 2 の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。）であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたものについては、4 - 50 - 1 - 2(1)の規定は適用しない。

(3) (略)

[並行・試作等のガス規制適用外]

(2) (略)

4 - 50 - 2 欠番
 4 - 50 - 3 欠番
 4 - 50 - 4 適用関係の整理
 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)

自動車の種別	最終適用時期	従前規定
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)	(略)	(略)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)	(略)	(略)
ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)	(略)	(略)
軽油を燃料とする大型特殊自動車	(略)	(略)
ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)	軽自動車	平成 19 年 8 月 31 日 4 - 50 - 24 (従前規定の適用)
	小型自動車	平成 20 年 8 月 31 日 4 - 50 - 25 (従前規定の適用 ²¹)

4 - 50 - 2 欠番
 4 - 50 - 3 欠番
 4 - 50 - 4 適用関係の整理
 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)

自動車の種別	最終適用時期	従前規定
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)	(略)	(略)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)	(略)	(略)
ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)	(略)	(略)
軽油を燃料とする大型特殊自動車	(略)	(略)
ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)	4サイクルの原動機を有する軽自動車	平成 11 年 8 月 31 日 4 - 50 - 24 (従前規定の適用)
	2サイクルの原動機を有する軽自動車	平成 11 年 8 月 31 日 同上
	4サイクルの原動機を有する小型自動車	平成 12 年 8 月 31 日 4 - 50 - 25 (従前規定の適用 ²¹)
	2サイクルの原動機を有する小型自動車	平成 12 年 8 月 31 日 同上

4 - 50 - 24 従前規定の適用

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、軽自動車であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 18 年 10 月 1 日以降に施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については、次に掲げる基準に適合するものであればよい。

4 - 50 - 24 - 1 性能要件

適用表 ガソリンを燃料とする軽二輪自動車

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) イ関係					4 - 50 - 1 - 1 関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値				適用関係告示 根拠	アイドリング規制値			適用関係告示 根拠
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC ppm	備 考	
なし	なし	平 10.9.3 0 以前	平 11.8.31 以前	平 12.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	11項4号イ
平10	BA BB 1	平 10.10. 1	平 11.9. 1	平 12.4.1	二輪車暖 気モ ト (g/km)	8.00	3.00	0.10	2 サイク ル	85項	4.5	7800	2 サイク ル	88項
						13.0	2.00	0.30	4 サイク ル		4.5	2000	4 サイク ル	
平18	JK JK 1	平 18.10. 1	平 19.9.1	平 19.9.1	二輪車 モード (g/km)	2.0	0.30	0.15			3.0	1000		

4 - 50 - 25 従前規定の適用²¹

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、小型自動車であって平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたものについては、次に掲げる基準に適合するものであればよい。

4 - 50 - 24 従前規定の適用

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、軽自動車であって、平成 11 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあつては、平成 12 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 10 年 10 月 1 日以降に、施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。)については次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号イ関係)

4 - 50 - 24 - 1 性能要件

性能要件が規定されていない。

4 - 50 - 25 従前規定の適用²¹

ガソリンを燃料とする二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)のうち、4 サイクルの原動機を有する小型自動車であつて、平成 12 年 8 月 31 日(輸入された自動車にあつては、平成 13 年 3 月 31 日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降に、指定を受けた型式指定自動車を除く。)については次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号イ関係)

4 - 50 - 25 - 1 性能要件

適用表21 ガソリンを燃料とする小型二輪自動車

区 分					4 - 50 - 1 - 2(1) イ関係					4 - 50 - 1 - 1 関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別値				適用関係告示根拠	アイドリング規制値			適用関係告示根拠
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車	輸 入 車		CO	HC	NOx	備 考		CO %	HC ppm	備 考	
なし	なし	平 11.9.3 0 以前	平 12.8.31 以前	平 13.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	11頁4 号口
平11	BC BD	平 11.10. 1	平 12.9. 1	平 13.4.1	二輪車暖 気モー ド (g/km)	14.4	5.26	0.14	2 サイク ル 4 サイク ル	87項	4.5	7800	2 サイク ル 4 サイク ル	89項
平19	EAL EL	平 19.10. 1	平 20.9.1	平 20.9.1	二輪車 モード (g/km)	2.7	0.40	0.20			3.0	1000		

4 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例

4 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 別表 3 に掲げる自動車であって適合しないものとなっているもののうち、次に掲げる自動車は、(1)の基準に適合しているものとする。

～ (略)

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物又は粒子状物質）に係る諸元値が別表 4 の平均排出ガス基準の欄に掲げる値を超えるもの（諸元値がないものを含む。）に低減改造認定実施要領の規定に基づき窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物及び粒子状物質）を低減する優良低減改造として認定・公表がされた改造を当該実施要領に基づき行い、第 4 号様式の「優良低減改造証明書」の提示のあるもの

4 - 50 - 25 - 1 性能要件

性能要件が規定されていない。

4 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例

4 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 別表 3 に掲げる自動車であって適合しないものとなっているものうち次に掲げる自動車は(1)の基準に適合しているものとする。

～ (略)

— 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）及び特定期日において、車両総重量が 2.5 t を超える自動車のうち、指定自動車等以外のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）

(6)～(13) (略)

4 - 56 - 2 窒素酸化物等減少装置の機能の維持

(1) 4 - 56 - 1 の基準に適合させるために自動車に備える窒素酸化物又は粒子状物質を減少させる装置は、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。（NOx・PM 特例告示第 7 条関係）

(2) 4 - 56 - 1 (5) から までによる措置を講じたことにより検査証等の備考欄に 4 - 56 - 1(4) アの記載がある自動車は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、当該対策がそれぞれの要領に基づくものでなければならない。

4 - 65 前部反射器

4 - 65 - 6 - 3 取付要件

(1) 前部反射器は、4 - 65 - 6 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

、 (略)

前部反射器の取付位置は、及び に規定するほか、4 - 63 - 9 - 3 (1) の基準に準じたものであること。

(2) (略)

4 - 91 速度計等

4 - 91 - 2 性能要件

4 - 91 - 2 - 1 テスタ等による審査

4 - 91 - 1 (1) の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものでなければならない。この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が 40km/h (最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度) を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 148 条第 1 項第 2 号関係)

最高速度が 40km/h 以上の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する

— 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）及び特定期日において、車両総重量が 2.5 t を超える自動車のうち、指定自動車等以外のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）

(6)～(13) (略)

4 - 56 - 2 窒素酸化物等減少装置の機能の維持

4 - 56 - 1 の基準に適合させるために自動車に備える窒素酸化物又は粒子状物質を減少させる装置は、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。（NOx・PM 特例告示第 7 条関係）

4 - 65 前部反射器

4 - 65 - 6 - 3 取付要件

(1) 前部反射器は、4 - 65 - 6 - 2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

、 (略)

前部反射器の取付位置は、及び に規定するほか、4 - 57 - 9 - 3 (1) の基準に準じたものであること。

(2) (略)

4 - 91 速度計等

4 - 91 - 2 性能要件

4 - 91 - 2 - 1 テスタ等による審査

4 - 91 - 1 (1) の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものでなければならない。この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 148 条第 1 項第 2 号関係)

自動車の速度計が 40km/h (最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度) を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する

軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が 31.0km/h から 40.0km/h までの範囲にあるもの

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が 29.1km/h から 40.0km/h までの範囲にあるもの

最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$\frac{10(V_1 - 6)}{11} \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$\frac{10(V_1 - 8)}{11} \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

4 - 91 - 5 従前規定の適用

4 - 91 - 5 - 2 性能要件

速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。

(1) (略)

(2) 速度計の指度の誤差は、平坦な舗装路面で速度 35km/h 以上（最高速度が 35km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）において、正 15%、負 10% 以下であること。この場合において、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。

最高速度が 40km/h 以上の自動車にあっては、次の基準に適合するものである

軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$\frac{10(V_1 - 6)}{11} \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$\frac{10(V_1 - 8)}{11} \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

4 - 91 - 5 従前規定の適用

4 - 91 - 5 - 2 性能要件

速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。

(1) (略)

(2) 速度計の指度の誤差は、平坦な舗装路面で速度 35km/h 以上（最高速度が 35km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）において、正 15%、負 10% 以下であること。この場合において、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有す

こと。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が 31.0km/h から 44.4km/h までの範囲にあるもの

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が 29.1km/h から 44.4km/h までの範囲にあるもの

最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、次の基準に適合するものである

こと。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$\frac{10(V_1 - 6)}{11} \leq V_2 \leq \frac{(100/90)V_1}{11}$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$\frac{10(V_1 - 8)}{11} \leq V_2 \leq \frac{(100/90)V_1}{11}$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

(3)～(6) (略)

4 - 91 - 6 従前規定の適用

4 - 91 - 6 - 2 性能要件

速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。

(1) (略)

(2) 速度計の指度の誤差は、平坦な舗装路面で速度 35km/h 以上（最高速度が 35km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）において、正 15%、負 10% 以下であること。この場合において、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適

る軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$\frac{10(V_1 - 6)}{11} \leq V_2 \leq \frac{(100/90)V_1}{11}$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$\frac{10(V_1 - 8)}{11} \leq V_2 \leq \frac{(100/90)V_1}{11}$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

(3)～(6) (略)

4 - 91 - 6 従前規定の適用

4 - 91 - 6 - 2 性能要件

速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。

(1) (略)

(2) 速度計の指度の誤差は、平坦な舗装路面で速度 35km/h 以上（最高速度が 35km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）において、正 15%、負 10% 以下であること。この場合において、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適

合しないものとする。

最高速度が 40km/h 以上の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が 31.0km/h から 44.4km/h までの範囲にあるもの

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が 29.1km/h から 44.4km/h までの範囲にあるもの

最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90) V_1$$

この場合において、

V₁ は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V₂ は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90) V_1$$

この場合において、

V₁ は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V₂ は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

(3)～(6) (略)

5 - 1 適用

(1) (略)

(2) 次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる部分について、(1)の規定にかかわらず、第4章の規定（4 - 105 を除く。）を適用する。

、 (略)

合しないものとする。

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90) V_1$$

この場合において、

V₁ は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V₂ は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90) V_1$$

この場合において、

V₁ は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V₂ は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

(3)～(6) (略)

5 - 1 適用

(1) (略)

(2) 次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる部分について、(1)の規定にかかわらず、第4章の規定（4 - 105 を除く。）を適用する。この場合において、「新規検査又は予備検査」とあるのは、「新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査」と読み替えるものとする。

、 (略)

5 - 24 高圧ガスの燃料装置

5 - 24 - 1 性能要件

5 - 24 - 1 - 1 視認等による審査

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車((3)に掲げる自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第1項関係)

ガス容器は、容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するものであること。この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

ア 容器再検査を受けたことのない高圧ガス容器

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第45条の容器検査又は第49条の25(同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。)による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。この場合において、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(圧縮天然ガス(メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。))を燃料とする自動車のガス容器のうち容器保安規則第2条第10号の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器とされるものをいう。以下同じ。)にあっては、同法第46条により標章の掲示が燃料充填口近傍になされているので、これにより確認してもよい。

(参考)(略)

イ 容器再検査を受けたことのある高圧ガス容器

同法第49条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされていることを確認すること。この場合において、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、同条による有効な標章の掲示が燃料充填口近傍になされていることを確認すること。

(参考)(略)

~ (略)

(2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び5 - 22 - 1(1) から までに掲げる基準とする。この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。(保安基準第17条第2項関係、細目告示第176条第2項関係)

(3)(略)

(4)(略)

5 - 24 高圧ガスの燃料装置

5 - 24 - 1 性能要件

5 - 24 - 1 - 1 視認等による審査

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車((3)に掲げる自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第1項関係)

ガス容器は、容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するものであること。この場合において、次のいずれかの方法により確認ができるものについては、この基準に適合するものとする。

ア 容器再検査を受けたことのない高圧ガス容器

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第45条の容器検査又は第49条の25(同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。)による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされているかどうかを確認すること。この場合において、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(圧縮天然ガス(メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。))を燃料とする自動車のガス容器のうち容器保安規則第2条第10号の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器とされるものをいう。以下同じ。)にあっては、同法第46条により標章の掲示が燃料充填口近傍になされているので、これにより確認してもよい。

(参考)(略)

イ 容器再検査を受けたことのある高圧ガス容器

同法第49条による有効な刻印又は標章の掲示がその容器になされているかどうかを確認すること。この場合において、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、同条による有効な標章の掲示が燃料充填口近傍になされているかどうかを確認すること。

(参考)(略)

~ (略)

(2) 液化石油ガス(プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。)を燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び5 - 22 - 1(1) から までに掲げる基準とする。この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。(保安基準第17条第2項関係、細目告示第176条第2項関係)

(3)(略)

(4)(略)

5 - 26 車枠及び車体

5 - 26 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)～(5) (略)

(6) 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）以外の自動車及び平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。（細目告示第178条第5項関係）

乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。）であって、次に該当しないもの

ア 車体の凹部に組み込まれているもの

イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの

地上 1.8m 以下に備えられているアンテナの取付部であって、その付近の車体の最外側から突出しているもの

(7)～(9) (略)

5 - 27 衝突時の車枠及び車体の保護性能

5 - 27 - 1 性能要件（視認等による審査）

[前面衝突時の乗員保護性能]

(1) (略)

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第178条第8項関係）

運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体
(略)

2 - 14 - 1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であって、4 - 27 - 1 (3)の規定によるもの

[オフセット衝突時の乗員保護性能]

(略)

[側面衝突時の乗員保護性能]

(5) (略)

(6) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(5)の基準に適合するものとする。（細目告示第178条第9項

5 - 26 車枠及び車体

5 - 26 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)～(5) (略)

(6) 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）以外の自動車及び平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。（細目告示第178条第5項関係）

乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。）であって、次に該当しないもの

ア 車体の凹部に組み込まれているもの

イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部付近の部分が車体側に曲げられているもの

地上 1.8m 以下に備えられているアンテナの取付部であって、その付近の車体の最外側から突出しているもの

(7)～(9) (略)

5 - 27 衝突時の車枠及び車体の保護性能

5 - 27 - 1 性能要件（視認等による審査）

[前面衝突時の乗員保護性能]

(1) (略)

(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第178条第8項関係）

運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一な構造を有する車枠及び車体
(略)

2 - 14 - 1 ただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であって、4 - 27 - 1 (3)の規定によるもの

[オフセット衝突時の乗員保護性能]

(略)

[側面衝突時の乗員保護性能]

(5) (略)

(6) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(5)の基準に適合するものとする。（細目告示第178条第9項

項関係)

～ (略)

2 - 14 - 1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であって、4 - 27 - 1 (9)の規定によるもの

(7)、(8) (略)

5 - 30 突入防止装置

5 - 30 - 1 装備要件

貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量3.5t以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。)及びポール・トレーラの後面には、他の自動車⁽¹⁾が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、5 - 30 - 2の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車⁽¹⁾が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する構造(車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車⁽¹⁾が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。以下「車体後面の構造部」という。)を有する自動車⁽¹⁾にあつては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第180条第2項関係)

(1) 車両総重量が7t以上の自動車⁽¹⁾にあつては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が から までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。

～ (略)

(2) 車両総重量が7t未満の自動車⁽¹⁾にあつては、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が から までに掲げる要件に適合するものであること。

～ (略)

5 - 48 騒音防止装置

5 - 48 - 1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、次の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第30条第2項関係、細目告示第196条第2項関係)

消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。

— (略)

— (略)

— (略)

関係)

～ (略)

2 - 14 - 1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であって、4 - 27 - 1 (9)の規定によるもの

(7)、(8) (略)

5 - 30 突入防止装置

5 - 30 - 1 装備要件

貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量3.5t以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。)及びポール・トレーラの後面には、他の自動車⁽¹⁾が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、5 - 30 - 2の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車⁽¹⁾が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する構造(車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車⁽¹⁾が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。以下「車体後面の構造部」という。)を有する自動車⁽¹⁾にあつては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第180条第2項関係)

(1) 車両総重量が7t以上の自動車⁽¹⁾にあつては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、その他の車体後面の構造部が から までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。

～ (略)

(2) 車両総重量が7t未満の自動車⁽¹⁾にあつては、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が から までに掲げる要件に適合する平面部を有するものであること。

～ (略)

5 - 48 騒音防止装置

5 - 48 - 1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、次の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第30条第2項関係、細目告示第196条第2項関係)

— (略)

— (略)

— (略)

5 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

5 - 50 - 1 性能要件（テスト等による審査）

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 197 条第 1 項関係）

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値〔暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を 60cm 程度挿入して測定したものとす。ただし、プローブを 60cm 程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。〕及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1 日 1 回校正を行ったうえで使用すること。

また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
ア 2 サイクルの原動機を有する自動車（ <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。</u> ）	4.5%	100万分の7,800
イ <u>二輪自動車</u>	3.0%	100万分の1,000
ウ 4 サイクルの原動機を有する軽自動車（ <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。</u> ）	2%	100万分の500
エ アからウまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300

(略)

5 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例

5 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

5 - 50 - 1 性能要件（テスト等による審査）

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 197 条第 1 項関係）

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値〔暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を 60cm 程度挿入して測定したものとす。ただし、プローブを 60cm 程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。〕及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものでなければならないこと。

なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1 日 1 回校正を行ったうえで使用すること。

また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
ア 2 サイクルの原動機を有する自動車	4.5%	100万分の7,800
イ 4 サイクルの原動機を有する二輪自動車（ <u>側車付二輪自動車を含む。</u> ）	4.5%	100万分の2,000
ウ 4 サイクルの原動機を有する軽自動車（ <u>二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。</u> ）	2%	100万分の500
エ アからウに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300

(略)

5 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例

5 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 別表 3 に掲げる自動車であって適合しないものとなっているもののうち、次に掲げる自動車は、(1)の基準に適合しているものとする。

～ (略)

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物又は粒子状物質）に係る諸元値が別表 4 の平均排出ガス基準の欄に掲げる値を超えるもの（諸元値がないものを含む。）に低減改造認定実施要領の規定に基づき窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物及び粒子状物質）を低減する優良低減改造として認定・公表がされた改造を当該実施要領に基づき行い、第 4 号様式の「優良低減改造証明書」の提示のあるもの

— 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）及び特定期日において、車両総重量が 2.5 t を超える自動車のうち、指定自動車等以外のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）

5 - 56 - 2 窒素酸化物等減少装置の機能の維持

(1) 5 - 56 - 1 の基準に適合させるために自動車に備える窒素酸化物又は粒子状物質を減少させる装置は、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。（NOx・PM 特例告示第 7 条関係）

(2) 5 - 56 - 1 (5) から までによる措置を講じたことにより検査証等の備考欄に 5 - 56 - 1(4) アの記載がある自動車は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、当該対策がそれぞれの要領に基づくものでなければならない。

5 - 91 速度計等

5 - 91 - 2 性能要件

5 - 91 - 2 - 1 テスタ等による審査

5 - 91 - 1 (1)の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものでなければならない。この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基

5 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 別表 3 に掲げる自動車であって適合しないものとなっているもののうち次に掲げる自動車は(1)の基準に適合しているものとする。

～ (略)

— 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）及び特定期日において、車両総重量が 2.5 t を超える自動車のうち、指定自動車等以外のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）

5 - 56 - 2 窒素酸化物等減少装置の機能の維持

5 - 56 - 1 の基準に適合させるために自動車に備える窒素酸化物又は粒子状物質を減少させる装置は、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。（NOx・PM 特例告示第 7 条関係）

5 - 91 速度計等

5 - 91 - 2 性能要件

5 - 91 - 2 - 1 テスタ等による審査

5 - 91 - 1 (1)の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものでなければならない。この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 148 条第 1 項第 2 号関係）

準に適合しないものとする。(細目告示第148条第1項第2号関係)

最高速度が40km/h以上の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が31.0km/hから40.0km/hまでの範囲にあるもの

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、測定した速度が29.1km/hから40.0km/hまでの範囲にあるもの

最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$\frac{10(V_1 - 6)}{11} \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度(単位 km/h)

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度(単位 km/h)

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$\frac{10(V_1 - 8)}{11} \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度(単位 km/h)

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度(単位 km/h)

附 則(平成17年9月21日検査法人規程第8号)

この規程は、平成17年9月26日から施行する。

自動車の速度計が40km/h(最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、その最高速度)を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$\frac{10(V_1 - 6)}{11} \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度(単位 km/h)

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度(単位 km/h)

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$\frac{10(V_1 - 8)}{11} \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度(単位 km/h)

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度(単位 km/h)